

第2次柴田町地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)



令和3年6月
(令和6年2月改定)

目次

第1章 地球温暖化について	p.1
第1節 地球温暖化問題	【章概要】 地球温暖化による影響の概要。国際的枠組み、パリ協定、SDGsについての解説。
第2節 国際的な動きと我が国の対応	
第3節 温室効果ガスの種類と我が国の排出実態	
第4節 SDGs と実行計画	
第2章 計画概要	p.5
第1節 目的	【章概要】 平成25年(2013年)度を基準年とし、計画期間は令和3年(2021年)度から令和12年(2030年)度までの10年間。 「燃料使用量」「電気使用量」を対象にし、二酸化炭素削減を目指し、「ごみの減量」にも取り組む。
第2節 期間	
第3節 対象範囲	
(1) 温室効果ガス	
(2) 施設	
(3) 事務・事業及び温室効果ガス排出活動	
第4節 温室効果ガス算定方法	
第3章 現状把握	p.10
第1節 温室効果ガス総排出量	【章概要】 基準年度(平成25年度)の温室効果ガス総排出量(二酸化炭素)は3,018t-CO ₂ 。電気、使用燃料(車両、暖房)に加え、参考としてごみ排出量を記載。
(1) 燃料使用量	
(2) 電気使用量	
第2節 ごみ排出量	
第4章 目標	p.13
第1節 温室効果ガス総排出量削減目標	【章概要】 政府目標に準じ、46%とする。間接的な目標としてごみ排出量は10%の削減を目指す。
(1) 燃料使用量	
(2) 電気使用量	
第2節 その他の削減目標	
第5章 取り組み	p.15
第1節 燃料使用量削減	【章概要】 取り組みの柱を設定し全職員で取り組む。
第2節 電気使用量削減	
第3節 ごみ排出量削減	
第6章 推進と点検・評価	p.18
第1節 推進・点検体制	【章概要】 “把握できるもの”を“できるところから”行っていき、体制や指標等は計画を進めながら検討していく。研修や広報を利用し、職員等の意識向上を図る。
第2節 推進	
(1) 職員研修	
(2) 見直し	
第3節 点検・評価	
第4節 広報	

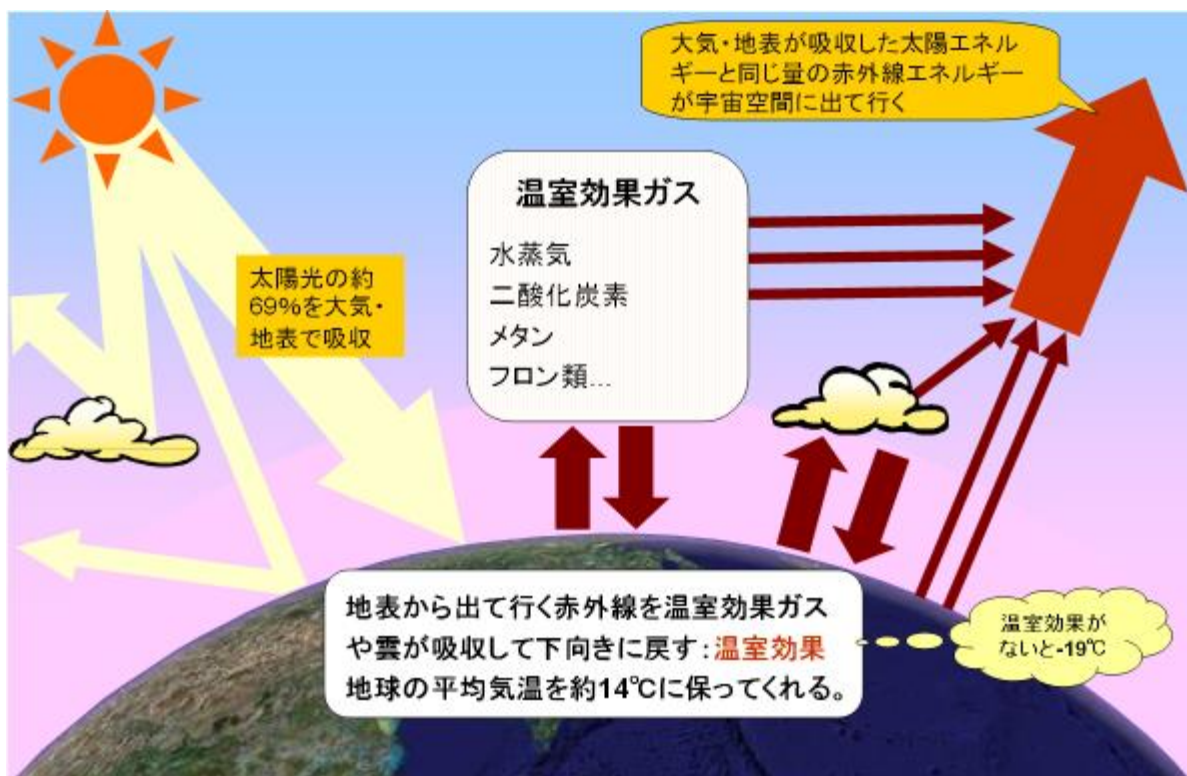
第1章 地球温暖化について

第1節 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、下記の事柄が挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

- ① 海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ② 豪雨や干ばつなどの異常現象の増加
- ③ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ④ 農業生産や水資源への影響
- ⑤ マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加



(気象庁 HP より)

第2節 国際的な動きと我が国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、平成4年(1992年)に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議(地球サミット)では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6年(1994年)には条約が発効しました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン(COP1)から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。平成9年(1997年)には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、京都議定書(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書)が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の5年間」である第1約束期間に、平成2年(1990年)レベルから8.7%減となり、6%削減するとの目標を達成しました。そして平成27年(2015年)に京都議定書の後継となるパリ協定が合意されました。パリ協定は世界の平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分下回るものに抑えること、1.5℃に抑える努力をすることを目標としており、途上国を含む全ての主要排出国が対象となります。日本は「平成25年(2013年)度比で26%削減」を目標に定めています。

パリ協定の要点

○世界の平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分下回るものに抑えること、1.5℃に抑える努力をする。

対象国	発展途上国を含む全ての主要排出国
基準年及び目標期間	対象国で「温室効果ガス削減・抑制目標」を定めることを求めている。各国の削減・抑制目標は、各国の国情を織り込み、自主的に作成することが認められている。
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・日本：令和12年(2030年)度までに平成25年(2013年)度比で26%削減を目指す。 ・米国：令和7年(2025年)までに平成7年(2005年)比で26~28%削減を目指す。 ・EU：令和12年(2030年)までに平成2年(1990年)比で40%削減を目指す。 ・中国：令和12年(2030年)までに平成7年(2005年)比でGDP当たりの二酸化炭素排出を60~65%削減を目指す。

○パリ協定は公平性と実効性を担保するような工夫が行われている。

<p>高い透明性の確保：削減・抑制目標に達成義務を設けず、努力目標としているが、進捗状況に関する情報を定期的に提供し、専門家によるレビューを受けることが定められ、高い透明性を確保した。また、各国の目標は5年ごとに更新し、提出することが求められている。</p> <p>途上国にも自主的な支援を奨励：途上国に対する先進国の資金支援は引き続き義務化されたが、途上国にも自主的な資金提供を奨励することとした。</p> <p>進捗状況の確認をサイクル化：令和5年(2023年)から5年ごとに実施状況を確認することとした。その結果を踏まえて、各国の次の削減・抑制目標などが検討されることとなった。</p>

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年(1998年)10月に公布され、平成11年(1999年)4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

地球温暖化対策に関する具体的な取り組みについては、平成10年(1998年)6月に「地球温暖化対策推進大綱」(旧大綱)が、平成14年(2002年)3月に新大綱が策定されました。その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年(2005年)4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた平成2年(1991年)度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

また、平成28年(2016年)に前述のパリ協定の合意を受け、地球温暖化対策計画に定める事項の追加や、地方公共団体実行計画の共同策定などについての事項が定められました。

令和3年(2021年)10月には、「地球温暖化対策計画」の5年ぶりの改定が行われました。改定された同計画では、令和32年(2050年)カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくことや、中期目標として、令和12年(2030年)度において温室効果ガスを平成25年(2013年)度から46%削減することを目指すという新たな削減目標も示されました。

第3節 温室効果ガスの種類と我が国の排出実態

人為的に発生する温室効果ガスとしては燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多くなっていますが、それ以外にもさまざまな発生源から排出されています。

温室効果ガスの総排出量は、平成30年(2018年)度で12億4000万トンをあり、パリ協定の基準年の排出量である平成25年(2013年)度の14億1000万トンと比べると、12.0%の減少となっています。(環境省HPより)

温室効果ガスの種類

(環境省・実行計画マニュアルより)

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。	エコセメントの普及など
メタン	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
HFC(ハイドロフルオロカーボン)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
PFC(パーフルオロカーボン)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
SF ₆ (六フッ化硫黄)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等(半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など
NF ₃ (三フッ化窒素)	半導体・液晶製造装置用クリーニング剤、ドライエッチング剤などとして使用	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等

※「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含む。

第4節 SDGsと実行計画

SDGs (エスディーゼズ) とは、「Sustainable Development Goals」の頭文字をとった造語で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されます。ミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年(2015 年)9 月に国連が提唱した持続可能な開発目標であり、令和 12 年(2030 年)までに達成することをゴールとしています。



本計画でも、“13. 気候変動に具体的な対策を”に関係し、気候変動の主たる要因とされる地球温暖化について、町事務事業が SDGs の思想と乖離することのないように具体的な方策を講じていくものとして考えます。

第2章 計画概要

第1節 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村は、当該事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定するものとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体実行計画等）

- 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

法第21条に基づき、町役場が一事業所として地球温暖化対策に取り組むことによって、町内事業者や町民の地球温暖化に対する意識を高め、温室効果ガスの排出量の抑制に対する行動の促進を図ることを目的として、「第2次柴田町地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

また、平成28年(2016年)に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住人の模範となることを目指すべきである」とされています。

第2節 期間

基準年度	平成25年(2013年)度
計画期間	令和3年度～令和12年度の10年間 (2021年～2030年)

基準年度については、パリ協定を基に国が定めた平成25年(2013年)度とします。

計画期間については、宮城県で策定された宮城県温暖化対策実行計画の目標年に合わせて令和3年度～令和12年度(2021年～2030年)の10年間とします。

また、平成27年(2015年)に採択されたパリ協定や、令和2年(2020年)に我が国が令和32年(2050年)度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすると宣言したことなど、世界や国の情勢が目まぐるしく変化していることから、変化に対応するため、毎年の検証に加え、中間年である令和7年(2025年)度に見直しをするものとします。

第3節 対象範囲

(1) 温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、人為的に排出されている温室効果ガスの中で影響量が最も大きいと見積もられている二酸化炭素(CO₂)に限定します。

(2) 施設

本庁舎（車両センター等含む）、学校教育施設、生涯学習施設、児童福祉施設を対象とします。

本計画は町職員が一丸となって温室効果ガス排出抑制に取り組むものであることから、町役場全体としての現状把握を行い、取り組みを実施し、温室効果ガスの削減を目指します。よって、課ごとに個別の目標値等を定めることはしません。

対 象			
①庁舎 各課・局			
庁 舎			
②学校教育施設等			
船岡小学校	槻木小学校	船迫小学校	柴田小学校
東船岡小学校	西住小学校	船岡中学校	槻木中学校
船迫中学校	学校給食センター	第一幼稚園	
③生涯学習施設			
槻木 生涯学習センター	船岡 生涯学習センター	船迫 生涯学習センター	船岡公民館
しばたの郷土館・ 図書館	農村環境 改善センター	西住公民館	船迫公民館
町内スポーツ施設			
④児童福祉施設			
船岡保育所	槻木保育所	西船迫保育所	船迫こどもセンター
三名生児童館	槻木児童館	むつみ学園	
⑤その他の施設			
車両センター	まちづくり推進センター (ゆるぷら)	船岡・槻木 コミュニティプラザ	コミュニティ消防センター
上下水道関連施設			
※防犯灯 街路灯 公園など電気を消費する設備は、所管課からの報告に基づく			
<ul style="list-style-type: none"> ・槻木事務所は、令和5年3月31日廃止のため、令和5年度以降対象外 ・船岡・槻木・船迫・柴田の4放課後児童クラブは、小学校内に設置しているため電気・燃料費は学校に含まれるため削除 ・西住児童館は、令和5年4月1日西住公民館内に移転し、電気・燃料費は西住公民館に含まれるため削除 ・槻木児童館は、令和5年4月1日開館のため本計画に追加 			

(3) 事務・事業及び温室効果ガス排出活動

町が行う全ての事務及び事業とし、温室効果ガス排出に係る直接的な活動として「燃料（ガソリンや灯油等）の使用」、「電気の使用量」の抑制、間接的な活動として「ごみの排出量」の抑制に取り組むこととします。

直接的に係る活動	間接的に係る活動
燃料の使用量	ごみの排出量
電気の使用量	

第4節 温室効果ガス算定方法

(定義)

法第2条

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

法第2条第5項により、温室効果ガスの総排出量は下記の算定式によって求められます。

法第2条第5項による温室効果ガス算定式

$$[\text{温室効果ガス総排出量}] = [\text{当該物質の排出量}] \times [\text{当該物質の地球温暖化係数}]$$

しかし、本計画においては、対象とする温室効果ガスを「二酸化炭素(CO₂)のみ」として
いるので、上記算定式における[当該物質]は[二酸化炭素]と読み替えます。

また、二酸化炭素の[地球温暖化係数]は法施行令第4条第1号により、「1」となります。

本計画における温室効果ガス(二酸化炭素)算定式

$$[\text{温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量}] = [\text{二酸化炭素の排出量}] \times 1$$

(燃料に関する算出方法)

(温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法)
 法施行令第3条 法第2条第5項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第1の第2欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間(温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。)においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第4欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第5欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、12分の44を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

法施行令第3条第1項第1号により、柴田町役場の二酸化炭素排出量を算出します。算定式は下記のとおりとします。

法施行令第3条第1項第1号による排出量算定式						
[排出量]	=	[燃料使用量]	×	[炭素排出係数]	×	[44/12]
(kg-CO ₂)		(MJ)		(kg-C/MJ)		(kg-CO ₂ /kg-C)

(電気に関する算出方法)

ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下ロにおいて同じ。)及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

電力使用量に対するCO₂の排出量は、東北電力(株)公表による排出係数を用いて算出します。基準年度(平成25年度)の排出量は下記の排出係数を用います。なお、計画期間中の各年度については、その年ごとの電力会社公表による排出係数を用います。

電気事業者別二酸化炭素排出係数等一覧		
年度	事業者名	排出係数 CO ₂ /kWh
25	東北電力(株)	0.591

[炭素排出係数]は当該燃料により異なります。以下に法施行令別表第1より抜粋した係数及び年度ごとに公表される電気事業者別排出係数を示します。

併せて、燃料使用量から二酸化炭素排出量を求めるための係数（1当該単位使用量あたりの二酸化炭素排出量）を示します。

1 当該単位使用量あたりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量				
区分	当該単位	単位発熱量 (MJ/当該単位)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	A × B × 44/12 (kg-CO ₂ /当該単位)
		A	B	
灯油	ℓ	36.5	0.0187	2.503
A 重油	ℓ	38.9	0.0193	2.753
ガソリン	ℓ	33.4	0.0187	2.290
軽油	ℓ	38.0	0.0188	2.619
電気量	kWh	-	-	0.591

※電気量については、その年ごとの電力会社公表による排出係数を用います。

本計画においては、電気量・暖房用燃料・車両用燃料の3種類として算出します。

二酸化炭素算出係数（kg-CO ₂ /当該単位）				
大区分	小区分	当該単位	係数	本計画で使用する係数
暖房用燃料	灯油	ℓ	2.503	2.628（平均）
	A 重油	ℓ	2.753	
車両用燃料	ガソリン	ℓ	2.290	2.455（平均）
	軽油	ℓ	2.619	
電気量	-	kWh	0.591	0.591

※電気量については、その年ごとの電力会社公表による排出係数を用います。

第3章 現状把握

第1節 温室効果ガス総排出量

基準年度、平成 25 年(2013 年) 度における二酸化炭素排出量は下記のとおりです。

項目	使用量	単位	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
暖房用 燃料使用量	225,040	ℓ	591,406
車両用 燃料使用量	39,704	ℓ	97,472
電気量	3,983,504	kWh	2,354,251
合計			3,043,129

総排出量	3,043 t - CO ₂
------	---------------------------

二酸化炭素排出量算出過程

各課からの報告に基づき把握した使用量に、第 2 章 計画概要 第 4 節 温室効果ガス算定方法 により算出した係数を乗ずる。

暖房用燃料使用量				
225,040 ^ℓ	×	2.628kg-CO ₂ /ℓ	≒	591,406kg-CO ₂
車両用燃料使用量				
39,704 ^ℓ	×	2.455kg-CO ₂ /ℓ	≒	97,472kg-CO ₂
電気量				
3,983,504 ^{kWh}	×	0.591kg-CO ₂ /kWh	≒	2,354,251g-CO ₂

(1) 燃料使用量

基準年度の燃料使用量は下記のとおりです。

暖房用燃料については、庁舎内においては財政課で一括購入をしているため、財政課で集計します。各施設については所管課にて集計します。

暖房用燃料（灯油・A重油）使用量（ℓ）			
課名	使用量	課名	使用量
財政課	39,455	西住公民館	362
槻木事務所	567	船迫公民館	1,121
船岡保育所	198	しばたの郷土館・ 図書館	796
槻木保育所	10,286	船岡小学校	252
西船迫保育所	6,013	槻木小学校	15,900
三名生児童館	921	船迫小学校	3,930
西住児童館	1,035	柴田小学校	6,050
船迫こどもセンター	198	東船岡小学校	4,900
船岡・槻木・船迫・ 柴田児童クラブ	1,274	西住小学校	3,392
むつみ学園	905	船岡中学校	10,048
船岡生涯学習センター	1,965	槻木中学校	4,280
槻木生涯学習センター	12,500	船迫中学校	10,650
船迫生涯学習センター	4,962	第一幼稚園	1,385
農村環境改善センター	1,495	学校給食センター	78,222
船岡公民館	1,706	町内スポーツ施設	272
合計			225,040

車両用燃料（ガソリン・軽油）使用量（ℓ）			
課名	使用量	課名	使用量
総務課	1,292	船岡生涯学習センター	510
財政課	16,265	槻木生涯学習センター	362
まちづくり政策課	736	船迫生涯学習センター	185
町民環境課	3,289	しばたの郷土館・ 図書館	370
商工観光課	652	学校給食センター	532
都市建設課	8,339	スポーツ振興課	438
上下水道課	6,578	町内スポーツ施設	156
合計			39,704

(2) 電気使用量

基準年度の電気使用量は下記のとおりです。

電気使用量 (kWh)			
課名	使用量	課名	使用量
総務課 (消防詰所 含)	9,387	農村環境改善センター	34,745
財政課 (庁舎全般)	645,897	船岡公民館	13,978
まちづくり政策課 (まちづくり推進センター・ 防犯灯 含)	885,349	西住公民館	17,785
商工観光課 (船岡槻木コミュニティプラザ・ 船岡城址公園 含)	103,661	船迫公民館	14,872
都市建設課 (車両センター・街路灯 含)	151,544	しばたの郷土館・ 図書館	190,097
上下水道課	172,443	船岡小学校	175,356
槻木事務所	13,313	槻木小学校	91,886
船岡保育所	189,165	船迫小学校	128,411
槻木保育所	52,379	柴田小学校	37,457
西船迫保育所	49,847	東船岡小学校	60,994
三名生児童館	8,911	西住小学校	57,349
西住児童館	1,902	船岡中学校	144,210
船迫子どもセンター	3,723	槻木中学校	139,584
むつみ学園	4,541	船迫中学校	94,739
船岡生涯学習センター	52,996	第一幼稚園	3,787
槻木生涯学習センター	130,089	学校給食センター	145,788
船迫生涯学習センター	60,106	町内スポーツ施設	97,214
合計			3,983,504

第2節 ごみ排出量

基準年度の柴田町事務事業にて排出された燃やせるごみ排出量は下記のとおりです。

大河原衛生センター集計	排出量 (kg)	備考
柴田町役場	128,120	庁舎、給食センター、 保育所、社会教育施設、学校 等

第4章 目標

第1節 温室効果ガス総排出量削減目標

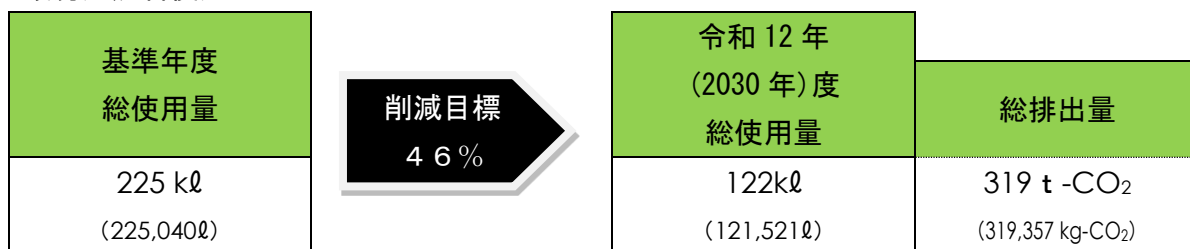
基準年度総排出量から10か年で26%の削減を目指していましたが、令和3年(2021年)10月に改定された政府の「地球温暖化対策計画」で、令和12年(2030年)度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すという新たな削減目標が示されたことを受け、基準年度総排出量から10か年で46%の削減を目標に取り組みます。



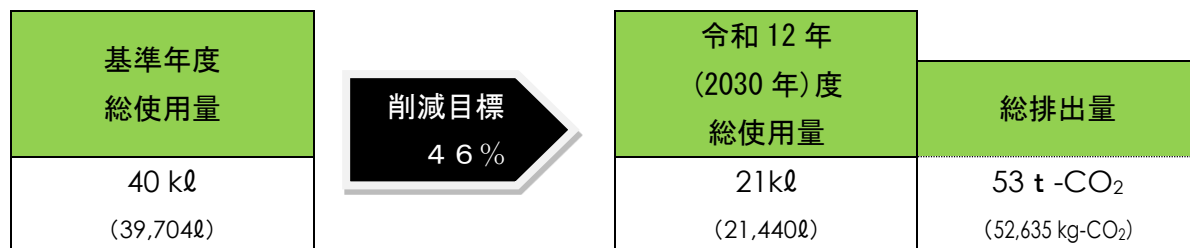
(1) 燃料使用量

用途別に総使用量(ℓ)の46%削減を目指します。

暖房用燃料使用量

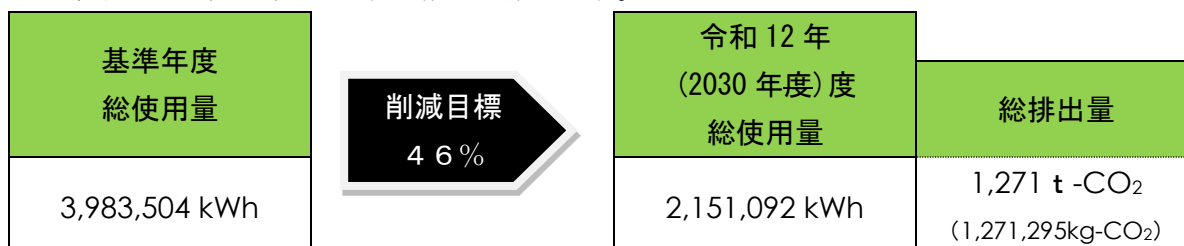


車両用燃料使用量



(2) 電気使用量

総使用量 (kWh) の 46%削減を目指します。



第2節 その他の削減目標

ごみの削減については、町事務事業で排出するもやせるごみの量を基準年度から 10%削減することを目指します。

町民に呼びかけるとともに、町が率先して1割削減を目標に取り組むことが燃やせるごみ削減について重要となります。



第5章 取り組み

各使用量及び排出量削減に取り組むにあたり、取り組みの柱をそれぞれ設定します。全職員がお互いに声掛けをしながら推進します。また、各項目において具体的な取り組み内容を示しますが、それ以外にも各自が積極的に削減活動に取り組むこととします。

取り組みの柱	
燃料使用量削減	次世代型エネルギー車両の導入 エコドライブ・冷暖房使用の適正化
電気使用量削減	節電の徹底 再生可能エネルギー導入の検討
ごみ排出量削減	4 R・グリーン購入の実践

第1節 燃料使用量削減









取り組みの柱	次世代型エネルギー車両※の導入 エコドライブ・冷暖房使用の適正化
--------	-------------------------------------

取り組みの柱として『次世代型エネルギー車両の導入・エコドライブ・冷暖房使用の適正化』の3つを掲げます。これからの町公用車は、ガソリン・軽油といった化石燃料ではなく次世代エネルギーでの運用がスタンダードになっていくことが予想されます。あわせて、エコドライブを心掛け、燃料削減につなげます。冷暖房の適切な使用も大事な課題で、空調管理による省エネは、数値的効果と取り組む意識両方に効果があると考えます。

※次世代型エネルギー車両：ガソリン・軽油などの化石燃料ではない、水素、電気、天然ガスまたは混合（ハイブリッド）型のエンジンを持つ車両

取り組み内容	具体的な取り組み
次世代型エネルギー車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車更新のときは環境にやさしい次世代型エネルギー車両の導入を検討する。 ● 国等で実施する購入に対する補助等の情報は十分把握しておく。
車両整備による燃費の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● タイヤの空気圧調整やオイル交換など、車両整備を定期的に行う。
公共交通機関の利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張は相乗りや公共交通機関を出来る限り利用する。
自転車の利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 近場への移動は自転車ないし徒歩にする。通勤も同様。
冷暖房使用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ● クールビズ・ウォームビズを取り入れる。

エコドライブのすすめ(一例)

ふんわりアクセル「e スタート」		やさしい発進を心がけましょう
加減速の少ない運転		車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう
エアコンの使用を控えめに		車内を冷やし過ぎないようにしましょう
アイドリングストップ		無用なアイドリングをやめましょう
暖機運転は適切に		エンジンをかけたらずぐ出発しましょう
道路交通情報の活用		出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう
タイヤの空気圧をこまめにチェック		タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう
不要な荷物は積まずに走行		不要な荷物を積まないようにしましょう

第2節 電気使用量削減

取り組みの柱	節電の徹底 再生可能エネルギー導入の検討
--------	-------------------------

取り組みの柱として『節電の徹底・再生可能エネルギー導入の検討』を掲げます。

普段使用する電力を、再生可能エネルギーによるものにシフトしていくことを考慮しつつ日常の業務で、昼休み及び終業後は unnecessary 照明は消すなど“こまめにオフ”を実践し、“ついでにすることが当然”という意識の改善を図ります。

取り組み内容	具体的な取り組み
機器の選定	<ul style="list-style-type: none"> ●照明器具や誘導灯等は LED のものに順次更新する。 ●新規に導入する場合または更新する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を優先的に選択するようにする。
冷暖房使用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●クールビズ・ウォームビズの普及促進を図る。 ●ひざ掛け等を活用する。 ●ブラインド、カーテン等を利用し、空調の効率化を図る。 ●ハロゲンヒーター等の暖房機器を個人で使わない。

エレベーターの使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ●職員は原則階段を使用の徹底。 ●利用者にも、近い階へ移動する際は階段を利用するよう求める。
機器の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●ポット等の使用は必要最小限とし、使用しないときはコンセントを抜く。 ●自動ドアは閉庁時間を過ぎたら電源を切る。 ●使用していないエリア(会議室、廊下等)の消灯など、こまめな消灯を徹底する。
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や学校等への装置設置を検討する。 ●技術開発による新エネルギーの導入を検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な事務執行を心掛け、時間外勤務の縮減に努める。

第3節 ごみ排出量削減

取り組みの柱	4 R・グリーン購入の実践
---------------	----------------------

取り組みの柱として『4 R』を掲げます。

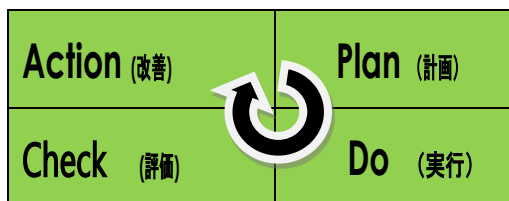
4 Rとは、Refuse（発生回避）・Reduce（発生抑制）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化）
 レジ袋の有料化が始まり、国を挙げて4 Rの重要性が再確認されています。職員が率先して取り組むことによって、さらなる効果が期待できます。

取り組み内容	具体的な取り組み
消耗品等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な分を必要なだけ購入するようにし、不要物は適正に処分する。 ●詰め替え式のものを使用する。 ●極力包装をやめるよう注文時に要請する。
グリーン購入の実践	<ul style="list-style-type: none"> ●物品購入の際は、環境負荷が低い製品を基準に考える（エコマーク etc）
紙の使用	<ul style="list-style-type: none"> ●両面印刷や裏紙の利用、小さなミスは手書きで修正する等、使用量を減らす努力と工夫をする。 ●電子化を進める。 ●プリンタの印刷機能を十分活用し、使用量やインクの節約に努める。
紙の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●雑がみの分別を徹底する。（可燃ごみの削減）
マイバック・マイ箸	<ul style="list-style-type: none"> ●レジ袋及び割りばしの使用量を削減する。

第6章 推進と点検・評価

第1節 推進・点検体制

本計画の策定体制である、柴田町地球温暖化防止実行計画策定（推進）委員会及びワーキンググループが、取り組み状況の取りまとめや点検等を行います。また、次の取り組みにフィードバックする、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）の導入をもって適切な進行管理について努め必要な計画の見直しを行います。



第2節 推進

(1) 職員研修

職員全員で一丸となって進める必要があることから、庁内職員用掲示板 ShibataPS 等を利用した情報提供に努めます。

職員に対する研修会（勉強会）は、随時、実施することとします。

環境省発行「実行計画策定マニュアル」より

参考資料 5-1 職員に対する情報提供手法の例

職員への普及・啓発を目的とした情報提供の手法として、例えば、以下の手法などが考えられます。それぞれの特徴を踏まえ、望ましい手法を採用してください。

手法	特徴等
計画書等の配布	計画書等を全職員に配布する事は最も確実で効果的です。全職員へ配布する場合は、計画書の内容をコンパクトにとりまとめた概要版を作成することも有効です。
職員だよりへの掲載	全職員を対象に定期的に発行している刊行物がある場合は、そこでとりあげてもらうことも有効です。また、定期的にとりあげてもらい取り組みの事例等も紹介できればさらに効果は高まります。全職員に目を通してもらうよう留意する必要があります。
館内放送の活用	館内放送を用いて定期的に取り組み等を促すことは非常に効果があります。しかし、毎回同じ内容を聞いていると、耳に残らない状況も生まれます。また、一度に伝えることが可能な情報量も限られます。さらに、出先機関等、放送が伝わらない施設への対応も留意しておく必要があります。
ポスターの活用	ポスターを作成して、掲示することは、出先機関等における施設的な制約もなく有効です。しかし、館内放送同様、慣れや情報量の制約には何らかの工夫が必要です。

(2) 見直し

計画期間は10年間であるが、毎年数値の確認を行い、適宜見直します。

今回の計画策定にあたり、現状把握や取り組みの内容は“できるところから”行っているため、さらに精度の高い取り組みとしていくため、社会情勢の変化への対応や内部体制の構築に継続して取り組むこととします。また、温室効果ガスの吸収について、その効果が読み取れる計画が策定された場合、本計画内の削減目標に反映させます。

下記に掲げる項目は毎年度見直しを行う項目とします。

項目	見直し内容
1.目標	●達成できた項目から、さらに高い目標を定める。
2.取り組み	●職員の取り組みの浸透具合により、内容をレベルアップする ●温室効果ガス削減につなげられる、新しい取り組みがあれば、積極的に取り入れを検討する。
3.温室効果ガスの吸収効果	●今後、森林管理等により、CO ₂ の吸収効果が認められる計画が策定された場合、速やかに排出削減に反映させます。

第3節 点検・評価

点検・評価のため、柴田町環境審議会へ前年度分の取り組み成果の報告を行います。

本計画は前述のとおり、まずは“把握できるもの”をできる限り把握し、“できるところから”取り組んでいくため、点検項目や評価指標は今後検討していくものとします。

削減への取り組みに関する評価指標として、令和3年(2021年)2月時点での実数を下の表に示します。

取り組みの項目	令和3年(2021年)2月時点での実数
次世代型エネルギー車両の導入	ハイブリット車を含む低公害車数 3台 公用車総台数 91台 (電気自動車1台 ハイブリット車2台) 3.2%
LED照明への更新	施設内照明のLED変更完了数 11施設 (町内9小中学校校舎・船迫子どもセンター・三名生児童館)
LED防犯灯	町内防犯灯のLED化率 54.4% (約3,600基に対し、LED化済1,961基)
再生可能エネルギーの導入	再生可能エネルギー発電(太陽光)施設数 7施設 (役場庁舎・槻木中学校・太陽の村・地域福祉センター・船迫こどもセンター・船岡生涯学習センター・船迫生涯学習センター)

その他、温室効果ガス削減につながる指標は随時更新し、町の事務事業での総削減量への効果を検証します。

第4節 広報

法第21条

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

法第21条第13項及び第15項により、計画実施の状況等を公表しなければなりません。町ホームページや広報紙を利用するほか、環境に関する事業においても広報します。町の取り組み状況を知ってもらうことと同時に、町民や町内事業者の意識向上を目指します。